

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>III-4-9-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2 第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p>(1) 一般的な留意事項 (略)</p> <p>(2) 定性的な開示事項</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. 「リスク管理の方針及び<u>手続の概要</u>」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢 ・銀行の証券化取引についての方針（証券化によるリスク移転の程度を含む。） ・銀行の証券化取引における役割（オリジネーター、投資家、サービスナー、信用補完の提供者、A B C Pのスポンサー、流動性の提供者、スワップの提供者等）及び関与の度合 <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>III-4-9-4-4 自己資本の充実の状況等の開示（施行規則第19条の2 第1項第5号ニ、第19条の3第1項第3号ハ、第19条の5、第34条の26第1項第4号ハ、及び第34条の27の2関係）</p> <p>(1) 一般的な留意事項 (略)</p> <p>(2) 定性的な開示事項</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 「証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. 「リスク管理の方針及び<u>リスク特性の概要</u>」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢 ・銀行の証券化取引についての方針（証券化によるリスク移転の程度及び<u>リスクの種類</u>を含む（再証券化取引を行っている場合は、区別して記載すること。）） ・銀行の証券化取引における役割（オリジネーター、投資家、サービスナー、信用補完の提供者、A B C Pのスポンサー、流動性の提供者、スワップの提供者等）及び関与の度合 ・証券化エクスポージャーに内在する信用リスク及びマーケット・リスク以外のリスク（例えば、流動性リスク）がある場合には、その性質 ロ. 「体制の整備及びその運用状況の概要」には、再証券化エクスポ

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>ジャーを保有している場合は、証券化エクスポートジャーとの差異を含めて記載されているか。</u></p> <p>ハ. 「当該証券化目的導管体の種類及び当該銀行が当該証券化取引に係る証券化エクスポートジャーを保有しているかどうかの別」には、少なくとも当事業年度に行った証券化取引について記載されているか。また、保有する証券化エクスポートジャーをオンバランス取引又はオフバランス取引のいずれとして取り扱っているかの別を含めて記載されているか。</p>
(新設)	<p>二. 「銀行の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該銀行が行った証券化取引（銀行が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポートジャーを保有しているものの名称」には、少なくとも当事業年度に行った証券化取引について記載されているか。</p> <p>木. 「証券化取引に関する会計方針」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券化取引を資産の売却あるいは資金の調達等どのように会計上認識しているか。 ・資産の売却をどの時点で認識しているか。 ・証券化エクスポートジャーの留保持分評価の前提等。変更があった場合は、その概要と影響。 ・デリバティブ等他の会計方針と合成型証券化の会計方針が異なる場合は、その説明
(新設)	<p>・証券化取引を目的として保有している資産についての評価方法及</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p>び銀行勘定又は特定取引勘定のいずれに計上しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券化エクスポートジャヤーに提供している流動性補完、信用補完、その他の事前の資金の払込みを行わない信用供与について、貸借対照表において負債として認識するための方針。
(新設)	<p>ヘ. 「内部評価方式を用いている場合には、その概要」には、以下の内容が記載されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部評価のプロセス及び内部評価のプロセスを統制する仕組み（統制を行う者の独立性、説明責任、内部評価のプロセスに対する評価結果等を含む。） ・内部評価と適格格付機関の付与する外部格付との関係（当該適格格付機関についての情報も含む。） ・所要自己資本の計算目的以外の内部評価の利用方法 ・内部評価方式が適用される証券化エクスポートジャヤーの種類及びエクスポートジャヤーの種類毎の信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクター
(新設)	<p>ト. 「定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容」の例としては、証券化取引を目的として保有している資産の額に重要な変更が生じた場合及び銀行勘定と特定取引勘定との間の移動があった場合等が考えられる。</p>
⑥ 「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」について、「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。	<p>⑥ 「マーケット・リスクに関する次に掲げる事項」について</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 「リスク管理の方針及び手続の概要」には、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢が記載されているか。 ロ. 「追加的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部
(新設)	

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>モデルの概要</u>には、追加的リスクの計測対象としているデフォルトの定義及び格付区分の概要、流動性ホライズンの決定方法並びに追加的リスク計測モデルの検証方法を含めて記載されているか。</p> <p>ハ. 「包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要」には、包括的リスクの計測対象としているリスクの種類及びその評価方法並びに包括的リスク計測モデルの検証方法（ストレス・テストの活用方法を含む。）を含めて記載されているか。</p>
(略)	(略)
(3) 定量的な開示事項	(3) 定量的な開示事項
<p>①～③ (略)</p> <p>④ 「証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について、オリジネーターである銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引については、別に開示しているか、又は、取引を開始した年において開示しているか。また、<u>スポンサー業務のみにより生じる証券化エクスポージャーとその他の証券化エクスポージャーがある場合は、必要があれば両者を区別して開示しているか。</u></p>	<p>①～③ (略)</p> <p>④ 「証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 「銀行がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」及び「銀行がオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オリジネーターである銀行が、当事業年度に行った証券化取引のうち、当該銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引については、別に記載されているか。 ・ スポンサー業務のみにより生じる証券化エクスポージャーとその

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>ハ. 「当期の損失額」には、償却・引当及びI／Oストリップスの償却を含んでいるか。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>二. (略)</p> <p>⑤・⑥ (略)</p>	<p><u>他の証券化エクスポージャーがある場合は、必要があれば両者が区別して記載されているか。</u></p> <p>ハ. 「当期の損失額」には、償却・引当及びI／Oストリップスの償却が含まれているか。</p> <p>二. 「保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳」には、オンバランス取引とオフバランス取引とが区別して記載されているか。</p> <p>ホ. 「保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額」には、オンバランス取引とオフバランス取引とが区別して記載されているか。</p> <p>ヘ. (略)</p> <p>⑤・⑥ (略)</p>
(4) 四半期ごとの開示事項 (略)	(4) 四半期ごとの開示事項 (略)